

月次支援金〔令和3年10月分〕関係

統計データ（鳥取県観光客入込動態調査結果）に基づく本県の東中西部別の 対象地域からの宿泊者の割合（2016年～2019年）

R3.10.29 観光戦略課

「鳥取県観光客入込動態調査結果」で、宿泊予定者に対し実施したアンケート調査において、令和3年10月に対象地域（2021年9月30日に新型インフルエンザ等緊急事態措置が解除された区域であつて、基本的対処方針に基づく新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定による要請を行う19都道府県）から鳥取県内東・中・西部地域への来訪者割合は次の通りでした。

*19都道府県

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県

地域	2019年	2018年	2017年	2016年
東部	79.8%	67.5%	79.8%	64.8%
中部	34.9%	70.8%	72.1%	71.2%
西部	58.5%	68.9%	67.7%	66.9%

<地域別市町村>

- ・東部：鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
- ・中部：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
- ・西部：米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

※本調査は、鳥取県が毎年実施している「鳥取県観光客入込動態調査結果」に基づき算出したもの。

※本調査結果については、「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」に関する保存書類とすることは可能である旨を中国経済産業局に確認済みです。